答 申 情 第 ４ １ 号
平成２７年３月１２日

京 都 市 長　　様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長　　佐 伯　　彰 洋
（事務局　総合企画局情報化推進室情報管理担当）

京都市情報公開条例第１７条第１項の規定に基づく諮問について（答申）

平成２６年１１月１１日付け文ス第２６３号をもって諮問のありました下記のことについて，別紙のとおり答申します。

記

岡崎公園野球場の供用時間変更に関する文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第７２号）

（別紙）

１　審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

２　異議申立ての経過

⑴　異議申立人は，平成２６年９月１０日に，実施機関に対して，京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第６条第１項の規定により「「有料公園施設の供用日及び供用時間」では（※京都市都市公園条例施行規則第４条の規定）岡崎公園野球場の供用時間が「午前８時から午後７時まで」となっている。しかるに京都市の資料及び実態では４月区分は午前８時から午後６時までとなっている。①供用時間の変更はどのようになされたのか，手続きは？②決定者は誰か決定書の全文」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

⑵　実施機関は，「請求に係る公文書を探索したが，見当たらなかったため。」との理由を付し，不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし，平成２６年１０月８日付けで異議申立人に通知した。

⑶　異議申立人は，平成２６年１０月１７日に，本件処分を不服として，行政不服審査法第６条の規定により，本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

３　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分の取消しを求めるというものである。

４　実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

⑴　岡崎公園野球場の管理について

岡崎公園野球場を含む有料の運動公園施設については，京都市都市公園条例第２条により指定管理者に委託し，供用に係る業務や維持管理に係る業務等を行わせている。

⑵　本件公文書について

有料公園施設の供用日時については，京都市都市公園条例第７条第２項において市長

が定める旨が規定され，京都市都市公園条例施行規則第４条に基づき平成２５年１１月１１日付け京都市告示第３６６号において告示を行っている。

岡崎公園野球場については，供用日を１月４日から１２月２８日まで，供用時間を午前８時から午後７時までに定めているが，夜間照明設備がなく日没以降は使用できないため，告示した供用時間の範囲内で，日没時刻を考慮した場合の使用可能な時間を，京都市スポーツ施設利用案内に掲載し，また指定管理者のホームページに掲載させることで，利用者に周知する運用を行っている。

この一連の運用を定めた文書があれば本件請求に応えることができるため，その有無も含めて探索したが見当たらなかったため，本件処分を行ったものである。

なお，京都市都市公園条例第７条第３項に「指定管理者は，必要があると認めるときは，市長の承認を得て，当該指定管理者が管理する有料公園施設の供用日及び供用時間を変更することができる。」とあるが，これは市長が供用時間を定めることに対する例外規定であり，指定管理者に対し，常態としての各月の供用時間を決定する権限までを認めたものではないため，今回の事案に対して適用することはできない。

⑶　参考

実施機関は，供用日時について条例に規定することとし，平成２６年３月に京都市都市公園条例を改正し，当該改正条例は平成２７年４月１日に施行を予定している。改正後の条例第７条第２項ただし書に基づき，指定管理者から日没時刻を考慮した供用時間の提案を受け，それを実施機関が承認する手続での対応を検討している。

５　異議申立人の主張

異議申立書によると，異議申立人の主張は，おおむね次のとおりである。

市民に周知されている有料公園の施設使用可能時間は，条例等の規定に合致せず，供用でき得る時間区分を使用させないという制約（制限）を行っているものである。このことについて，どのような理由で，いかなる根拠で，行政内手続（決定者は誰か）をとられ，市民にどのように周知（告示・公報）されたのかを問うているものである。しかるに，その行為を求める文書が見当たらないとした非公開通知は，市民に周知されている使用可能時間なるものは無効であるといえないか。

６　審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

⑴　本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は，京都市都市公園条例施行規則第４条の規定により有料公園施設の供用日時については，告示により定められているが，実際の運用における供用時間と当該告示の供用時間が異なっていることに関して，この供用時間の変更に係る決定書その他の変更手続の内容が分かる文書であると認められる。

⑵　本件処分について

ア　実施機関の説明によると，岡崎公園野球場については，平成２５年１１月１１日付け京都市告示第３６６号により，供用日が１月４日から１２月２８日まで，供用時間が午前８時から午後７時までと定められているが，岡崎公園野球場には夜間照明設備がなく，日没以降は使用することができないため，告示した供用時間の範囲内で実際の運用を行っているとのことであり，確かに一定の期間における供用時間が告示と実際の運用とで異なることが確認できた。

イ　本件処分において，実施機関は上記の運用による供用時間変更に係る公文書について，不存在による非公開決定処分を行っているため，具体的にどのような公文書の探索を行ったのか当審査会から実施機関に確認を行ったところ，次のとおり説明があった。

有料公園施設の供用日時の告示を最初に行ったのは昭和３５年であり，当時どのような議論があって最長の供用時間についての告示のみを行うこととなったのかが分からない状況の中で，文書の探索を行った。探索対象に担当者保有のファイルも含めて倉庫や書棚を探索し，決定行為があったのかが分かる文書，運用を定めるに至った経過が分かる文書等の何らかの情報がないかを含め調べたが，何も見つからなかった。

ウ　当審査会としては，上記イの説明によれば公文書の探索は十分に行われており，請求に係る公文書が存在しないとの実施機関の説明に特段不合理な点はないと判断する。

⑶　以上により，「１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参　考）

１　審議の経過

平成２６年１１月１１日　諮問

１１月２７日　実施機関からの理由説明書の提出

平成２７年　２月１２日　実施機関の職員の理由説明（平成２６年度第８回会議）

３月１２日　審議（平成２６年度第９回会議）

※　異議申立人から意見陳述の希望がなかったので，意見の聴取は行わなかった。また，異議申立人から意見書は提出されなかった。

２　本件諮問について調査及び審議を行った部会

第１部会（部会長　佐伯　彰洋）